■議案第２１号　四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

【要旨】

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 31 号)が平成 30 年４月１日に施行され、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）が改正されることに伴い、四万十町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

【主な改正内容】

今回の法改正により、平成 30 年度からは都道府県が財政運営の主体となり、財政運営や効率的な事業の推進等において中心的な役割を担うことで、国民健康保険制度の安定的な運営を目指していくこととなりました。

また、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会が設置されていますが、新たに同協議会を都道府県にも設置し、審議事項についても役割が分担されることとなります。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】　国民健康保険法並びに国民健康保険法施行令(抜粋)

【国民健康保険法】

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第 11 条　国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第 75 条の７第１項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第 82 条の２第１項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

２　国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第４章の規定による保険給付、第 76 条第１項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

３　前２項に定める協議会は、前２項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第１項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

４　前３項に規定するもののほか、第１項及び第２項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

【国民健康保険法施行令】

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第３条　法第 11 条第１項に定める協議会（第５項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）第７条第３項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

２　前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の２分の１以上当該数以内の数とする。

３　法第 11 条第２項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

４　市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

５　都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第５条第１項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。